

2024年8月14日

各 位

会 社 名 ピクセルカンパニー株式会社
代表者名 代表取締役社長 吉田 弘明
(コード番号：2743 東証スタンダード)
問い合わせ 取締役管理本部長 矢尾板 裕介
(TEL. 03-6731-3410)

(訂正)「2024年12月期半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書提出のお知らせ」 の一部訂正について

2024年8月14日付けで公表いたしました「2024年12月期半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書提出のお知らせ」の記載内容に一部訂正すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訂正の理由

記載の内容に一部訂正すべき事項がありましたので、これを訂正いたします。

2. 訂正箇所

「4. 提出期限の延長を必要とする理由」

3. 訂正の内容

訂正内容は下線を付けて表示しております。

4. 提出期限の延長を必要とする理由

【訂正前】

当社は、2024年10月24日に証券取引等監視委員会開示検査課（以下「監視委員会」という）より、金融商品取引法に基づく開示検査を受けておりましたが、2024年6月16日に監視委員会より当社監査役会に対し2024年8月13日開示の「特別調査委員会設置に関するお知らせ」に記載の本件の疑義（以下「本件疑義」という）について第三者委員会による調査を行うよう要請があり、2024年7月5日に特別調査委員会を設置し調査を行って参りましたが、2024年8月9日に当社の会計監査人である監査法人アリアより、「半期報告書の提出期限の延長申請に関する見解」の書面を受領し、2024年8月13日に監査法人アリアより本件疑義が決算に与える影響が不明であり、事実関係が全容解明され、監査が可能な状態になるまでは、2024年8月14日予定の当社決算発表や当監査法人が期中レビューを終了することは困難であるとの意見を受けたことにより、金融商品取引法第24条の5第1項の提出期限までに半期報告書を提出できないこととなりましたので、企業内容等の開示に関する内閣府令第18条の2第1項に基づき、当該半期報告書の提出期間について、上記のとおり承認申請いたします。

【訂正後】

当社は、2023年10月24日に証券取引等監視委員会開示検査課（以下「監視委員会」という）より、金融商

品取引法に基づく開示検査を受けておりましたが、2024年6月16日に監視委員会より当社監査役会に対し2024年8月13日開示の「特別調査員会設置に関するお知らせ」に記載の本件の疑義（以下「本件疑義」という）について第三者委員会による調査を行うよう要請があり、2024年7月5日に特別調査委員会を設置し調査を行って参りましたが、2024年8月9日に当社の会計監査人である監査法人アリアより、「半期報告書の提出期限の延長申請に関する見解」の書面を受領し、2024年8月13日に監査法人アリアより本件疑義が決算に与える影響が不明であり、事実関係が全容解明され、監査が可能な状態になるまでは、2024年8月14日予定の当社決算発表や当監査法人が期中レビューを終了することは困難であるとの意見を受けたことにより、金融商品取引法第24条の5第1項の提出期限までに半期報告書を提出できないこととなりましたので、企業内容等の開示に関する内閣府令第18条の2第1項に基づき、当該半期報告書の提出期間について、上記のとおり承認申請いたします。

以上